

○山井委員 十五分間質問をさせていただきます。

四人の公述人の皆さん、まことにありがとうございます。

まことに済みませんが、限られた時間ですので、働き方改革について主に質問をさせていただきたいと思えます。

きょうも、過労死の家族の会の皆様が数多く傍聴にお越しをいただいております。そして、寺西さんの後ろには渡辺さん、そして中原さんもお座りをいただいております。

今回の虚偽データ問題、私、非常に深刻だと思いますのは、私も当事者中の当事者で、二〇一五年三月二十六日、過労死家族の会の方々が、裁量労働制には反対ですという声明を発表されました。ちょうどその日に、当時の民主党が開いた厚生労働部門会議に、裁量労働制の方が労働時間が短いという、まあ反論とも言えるデータが提出されて、そのときの民主党の厚生労働部門の座長は私でした。

そういう意味では、たまたま野党に提出されたのではなくて、過労死の御遺族の方々が裁量労働制や高度プロフェSSIONナルを拡大したら人が死にますということを切々たる思いで言っているのに対して、過労死の御遺族の思いを封じる意味でこのデータが出され、三年間その虚偽はばれずに、今回、政府みずからが認めたのではなく、野党や上西先生から追及されて、渋々そのデータであったということを認めました。

命にかかわるデータ、ミスのはずはないと思っております。これは一步間違えば、薬害エイズや薬害肝炎のように厚生労働省の不作为によって人の命が失われるという、このまま裁量労働制や高度プロフェSSIONナルを導入して、残念ながら人が死ぬ、そうすると、これは下手したら国は訴訟されることにもなりかねませんよ。

不十分な審議で、反対論が御遺族から出ているのを押し切って、死ぬ方が出るのをわかっていながら強行する、そんなことが国会であり得るのでしょうか、法治国家において。人の命を奪う法律を強行して成立させる、本当にあり得ない話だと思います。

そこで、お伺いしたいと思います。上西さん、寺西さんにお伺いしたいんですが、先ほどの寺西さんの話の中でも、裁量労働制の拡大などを実現すると本当にお亡くなりになる方が出るんじゃないかという話がありました。お二人の方々に、なぜ裁量労働制を拡大すると過労死がふえて、お亡くなりになる方が出るのか、もう一度御説明をいただければと思います。

〔柴山委員長代理退席、委員長着席〕

○上西公述人 裁量労働制の場合は、今回、普通の時間規制の方に上限を入れるという話がありますけれども、上限が実質なくなるわけですよ。今もないといえませんが、でも、今は一応三六協定という上限があり、そして、きちんと残業代を払わなければいけないという法律があるので、それが歯どめになっている。かつ、一応、時間管理もガイドラインで適正にやらなければいけないというふうになっているので、そういう歯どめがあって、そこに更に歯どめとして上限を入れようとしているわけです。

だけれども、せっかく上限を入れるのに、その上限の実質的な対象外である。みなしについては上限は入りませんが、実質のところでの上限はかからないものというのをあえて広げようとしている。それは、ある意味、政府のメッセージとして、働き方改革と言うけれども、表に上限というのを出しているけれども、実は、こっちへ行ってもいいよと言っているようなものだと思うんですね。

こちらについては、柔軟な働き方あるいはめり張りのある働き方のような答弁だけがあって、過剰に経営者側がただで働かせることができってしまうという問題に対して、何も注意喚起もなければ、対策というのも余り積極的に語られない。それで、普通の若い人も恐らく知らないですね。

そういう状況の中で、じゃ、いざというときも、労働基準監督官なんかも、対象業務については、時間管理と違って範囲が、境界が区切れないじゃないですか。八時間を超えるみたいなものは客観的に範囲が区切れますけれども、ここまでが対象範囲なのか、ここまでののか、ここまでののかというのはわからないですよ。なので、明らかに違うもの以外のグレーゾーンが非常に広いということも、裁量労働制の難しいところだと思っています。

○寺西公述人 裁量労働制は、今の法案が通るとなれば拡大される。そうなれば、今までも曖昧な形で運用され

ています。さらに、事業場外の仕事であったりとか営業職の方であったりとか、範囲が広がることによって、また若い人たちが適用されてしまう。そこで、労働時間管理が曖昧になり、そして、残業もつかないし、使用者側も管理もしない、自己申告になっているのが今の現状なんですね。それも、先ほど事例を言いましたように、正直に書けば上司から殴られたというような今現状であります。

そういうことで、働く人が、労働時間を管理せず、一人親方みたいなようなそうした働き方というのが、法律も認められない、職場の中でも立場が弱くて物も言えない、そして命令が下れば断ることはできない、そうした環境の中で本当に働く人が守られるのかということが、私たちの大きな疑問であり、危機を感じているところであります。

ですから、やはりこうした働かせ方は、特に若年層の方、入社して数カ月、また、一年、二年目からという決まりがあるようですけれども、まず濫用されているのが今現状であります。ですから、やはり一からのスタート、一からの調査、そして安全を確保した上での、それから導入を考えるべきだというふうに考えています。

○山井委員 今でも過労死が続出しているわけだから、まずは実態調査して、規制を強化した上でその次のことを考えるべきだという、本当に当然の御意見だと思います。

そのとおりだと思いますし、今の上西先生の話の中でも、残業上限を決める働き方改革だと表向きは言いながら、実は高度プロフェッショナルと裁量労働制の拡大で残業上限青天井法案ということに実際はなるわけで、百時間を超える人は。多くの方がもう裁量労働制と高度プロフェッショナルに移管されるのは目に見えておりますし、寺西さんがおっしゃるように、それは、管理職にできない、三十五歳ぐらいになれない、若い真面目な、言えば夜中まで働いてくれる人たちを、残業代を払わずに夜中まで働かせることができる。本当に若者の命を奪いかねない、恐ろしい法案ではないかと思えます。

そこで、報道によりますと、安倍総理と加藤厚労大臣がきょう会ってこの裁量労働制の拡大の施行の一年延期ということを決めるのではないかということが、今、報道で流れております。法案審議の延期ではありません。法案は予定どおり成立さすけれども、実施を一年、裁量労働制だけおくらせる、そういうことで今回のことに対して対応しようという案が、今、報道によると浮上しております。

急なことですけれども、このような政府の対応、まだ確定ではありませんけれども、報道で今流れておりますので、そのことについて、上西先生、寺西さんの御感想、御意見をお聞きできればと思います。

○上西公述人 同一労働同一賃金とか上限規制については、企業の側が今より厳しくなるので、対応が必要になりますね。同一労働同一賃金だったら、賃金の体系をどうしようとか、いろいろなことを考えることがあるので、それなりに、その法律が成立してから施行の日までに実施の日程が必要だというのはわかるんですけれども、高度プロフェッショナルと裁量労働制については、ある意味、企業は待っている側、待っているだけで、対応するために一生懸命何かをやらなければいけないことではないので、それを延ばしたからといって、延ばす意味はないですし、単に何か世間の批判をかわすためのようにしか私には今のところ思えてなりません。

○寺西公述人 私は、白紙撤回、削除を求めています。施行が一年延びたからといって、それは、ほとぼりが冷めればという意味にとれます。あくまで削除です。

○山井委員 私も、この裁量労働制や労働時間把握が不十分な中で過労死された方、また、その御遺族の方々のお話を何度も何度もお聞きしたことがあります。私は怖いと思いますのは、上西先生おっしゃるように、はっきり言って、労働組合のない会社も多いわけであって、もうやりたい放題なんですよ。本人自体が裁量労働制と知らなかった。みなし労働時間分残業代がもらえるというけれども、そのみなし労働時間がそもそも八時間なのに、夜中十二時まで働かされている。一種の無法地帯なんですね。

ですから、これは一年施行が延期されようが、この裁量労働制の拡大という法案が提出された瞬間に、私は、日本じゅうの会社は残念ながらもう動き出すと思います。つまり、働き方改革で、政府が裁量労働制を推奨しているんだ。それは企業は、もう法案が通ろうが通るまいが、施行されようが、もうその方向に日本の政府がやれと言っているわけですから、それは先取りして、拡大解釈でやりますよ。となれば、私は、法案が成立するかどうか、施行されるかどうか以前で、残念ながら、過労死は激増する危険性があるんじゃないかと本当に心配しています。

この点について、この裁量労働拡大や高度プロフェッショナルが含まれている法案が、成立とか施行以前の問

題で、提出されることの社会に与える影響について、上西先生、寺西さん、お聞きできればと思います。

○上西公述人 今回の働き方改革関連一括法案は、一括法案なんですよ。同一労働同一賃金と労働時間にかかわるものは別問題ですし、雇用対策のことも別問題ですし、そしてその労働時間にかかわるところで、一方では規制を強化するといいいながら、一方では規制を緩和する。全てを一括でやることによって何とか通そうとしているということだと思いますので、そういう形での出し方というのは、もうこれだけ問題が表面化している以上、もともとそれが表面化しなくてもですけども、これだけ表面化している中で一括法案として出してくるというのはもうごり押しでしかないので、別々の審議をするべきです。

○寺西公述人 本当に許せない思いでいます。こうした働き方改革というのは、本当に、何か、どう考えているのかというふうに思えてなりません。

やはり、一年延びたところで、すると決まれば、山井先生がおっしゃったように、もう働かず側は、使用者側はその準備に入るといいます。そうしたものが広まっていくということが、私たちが考え、活動している、過労死をなくす、そうした理念法を進めていく中で、こういう雰囲気、空気が広まることによって、私たちが周知啓発、そして調査研究、そうした過労死をなくす対策が本当に何かかき消されるのではないかとこのように考えます。

ぜひそれは、一年施行を先延ばしにするということは、まだ法案が通っていないのにどういうことかと。まるで私たちの意見を無視したかのような方針を立てるといって、こと自体、本当に許せない思いでいます。

○山井委員 最後の一問、寺西さんにお伺いしたいんですが、以前、寺西さんの御自宅、京都ですので、私もお伺いして、彰さんの御仏前で手を合わせさせていただいたことがありました。本当にすごくすてきな方でありました。本当に無念であられたと思います。

ちょっとこんなことを聞くと本当に失礼かもしれませんが、本当に天国の彰さんは、今、日本の国がこういうことをやろうとしているということに関して、どう思っておられるでしょうか。もう本当に失礼な質問かもしれませんが、もしコメントがあれば、よろしくお願ひします。

○寺西公述人 ありがとうございます。

恐らく悲しんでいるというふうに思います。

私たちは、大切な家族を亡くして、当然ながら、二度と繰り返さない、会社の謝罪とかを求めています、やはり一番皆さんに知っていただきたいのは、亡くなったことを教訓にしてほしいという思いであります。

きょうも、たくさん遺族、家族の会の仲間が来ていますが、皆さん、亡くなった家族のことを人前で話すのはつらいんですよ。だけれども、その働く現状が全く変わらない、そのことに対して、亡くなったことへの教訓を皆さんで考えてほしい。過労死をしたことを人ごとと思っている限りは、日本の改善はありません。

皆さんも御家族がいらっしゃるはず。そうした御家族の、身近な人が長時間労働で命まで奪われる、そうしたことを我が事のように考えていただかないと、この過労死問題はなくならないと思います。

ですから、当然、労災認定、企業責任、それも大事です。だけれども、もっと大事なのが、過労死した実態を皆さんで考え、取り組んでいただきたい。そのことを皆さんが人ごとに考えていらっしゃるようでは、日本の過労死はなくならないんです。

私は、この間、海外からも取材を受けました。一番恥ずかしいのは、日本人はなぜそんな長時間労働をするのか、幾ら説明しても受けとめていただけません。日本は先進国でありながら、私はその答えをするのに恥ずかしい思いをしました。

これだけ、四半世紀以上、毎年過労死が起こっています。そうした働き方、既にデータ、調査、全部あるはず。それを改善すれば、なくなるんです。そこをこの国会の先生方、立法の先生方に本当に真剣に考えていただきたいというふうにお願ひをしたいところです。

ありがとうございます。

○山井委員 どうもありがとうございました。

全員の方にお話をお聞きできなくて、本当に申しわけございません。お後ろにきょうは中原さん、渡辺さんもお越しいただいておりますし、多くの御遺族の方々もお越しをいただいております。本当でしたら、皆さんお話ししたいことがたくさんあったのではないかと思います。きょうは代表して寺西さんにお話をいただきました。

本来、こういう一番心傷ついている御遺族の方々が国会まで来て必死になって訴えないと政府も国会議員もわからないというのは、おかしいと思うんですよ。何回御遺族の方々に切々たる苦しい苦しい思いを話させないと日本の国は目が覚めないのか。そういう意味では、私も本当に謙虚に反省しながら、党派を超えて、過労死をなくすために、きょうのこの公聴会を大きな契機として取り組んでまいりたいと思います。

本当にありがとうございました。